

中世後期日本における村落の自治と訴訟

—落書起請と自検断を中心にして—

上野史朗

目次

はじめに

- 一 中世の村落と悪党
- 二 落書起請と悪党摘発
- 三 中世後期の村落自治と自検断

おわりに

はじめに

「守護不入自検断之所」は中世村落の自治を表徴する言葉として夙に有名である。ところで近江国菅浦の自検断を紹介されたのは石田善人氏⁽¹⁾であるが、氏の論文発表を嚆矢に中世村落の自治研究⁽²⁾は深まりをみせ、現在多くの業績を確認できる。近年にいたり、自検断のありようを中心につれてこれまでの議論に再検討がなされてきている⁽³⁾。

それに先立ち東大寺領黒田荘を取り上げ中世村落のありようならびにそこに生活する人々を鮮烈に描かれた石母田正氏は、とりわけ荘園に生活する悪党に焦点を当て論ぜられた⁽⁴⁾。

そのような悪党の摘発を目的に実施されたのが、落書起請でありそれを中田薰氏は中世日本における神判のひとつとして考察された⁽⁵⁾。ところが、氏は落書起請が検断沙汰で用いられることについては論ぜられたが、訴訟手続きのなかでどのように取り扱われているのかについては必ずしも十分に考察されているとはいえない。

しかしながらこれまでの研究によれば、落書起請が民衆の自発的な意思により執り行われたとすることから、それをその時代に生活する民衆の自治精神の表れと考え、そこから中世村落の自治との関係が論ぜられてきた⁽⁶⁾。

果たして落書起請が中世日本の民衆の自治精神を表すものといえるのかどうかについて、「守護不入自検断之所」と宣言した近江国菅浦をはじめとする中世村落のありようを比較することで検討するが、「東寺百合文書」をはじめとするいくつかの寺院史料、「看聞御記」といった当時の荘園社会の日常を記した日記などを利用することになる。

本稿では、落書起請とはいかななる目的をもって実施され、またそれが裁判のひとつとして用いられたとするならば、いかなる法的効果を有していたのかを考察することにしたい。同時に落書起請が実施される共同体の性質を考えることから、中世日本における村落の自治とはいかなるものであつたのかを明らかにしていくつもりである。

註

- (1) 石田善人「郷村制の形成」(旧版『岩波講座日本歴史8 中世4』岩波書店)。
- (2) 従来の中世村落論の特徴と最近における中世村落論の傾向を中心に坂田聰氏は、その著『日本中世の氏・家・村』校倉書房の序章において「中世村落史研究の現状と問題関心」と題して簡単にまとめられている。(同書一三頁以下)
- (3) 例えば志賀節子「中世後期庄園村落と検断—村落『自治』の再検討—」(『歴史学研究』五六九号)。
- (4) 石母田正『中世的世界の研究』東京大学出版会。
- (5) 中田薰「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判補考」(『法制史論集 第三卷下』岩波書店)。
- (6) 落書起請とともに落書について考察され、のちに精緻なまでの研究といわれたのは渡辺澄夫「中世社寺を中心とする落書起請について」(『史学雑誌』第五六編第三号)である。

一 中世村落の村落と悪党

【史料A】

敬白 天判起請落書事

右事元者、今月十六日自御寺被触申称、寺辺國中悪党交名悉可注進云々、付之承及分且注進之、(中略)

弘安八年三月廿三日

某敬白⁽¹⁾

上記の史料は、事実上の大和国の守護である興福寺から弘安八年三月、悪党の交名注進(落書起請)が命ぜられたことを示している。この種のものは一国落書と呼ばれることからも分かるように広い地域に生活する者を対象に実施されたものであった。

上記史料には「寺辺國中悪党交名悉可令注進」と包括的な悪党交名注進が命ぜられているだけで具体的な罪名の悪党を名指せよ、と興福寺が命令しているわけではない。そのためこの落書起請が、「広い範囲で行われたこと、またなんら具体的な事件の犯人さがしを日指したものでないこと」⁽²⁾ことから「落書で名指しされる『悪党』とは、何らかの意味で『社会』あるいは『共同体』にとつて好ましくない、いわば日頃の素行に問題のある人物であることは疑いがない。⁽³⁾」とする意見がある。

渡辺澄夫氏は、弘安八年三月実施の落書起請の結果として残る二七通の落書を分析しそこにみられる悪党の性格を次のように考察された。すなわち「悪党の性格は、彼等の悪行を見れば、一層明瞭となる。所当地子未進・神領人領押領・佐保殿オコシ・夜田刈等、庄園領主に対する敵対的行動をとっていることは第一に注目しなければならない。しかしそれとともに、博奕・四一半打・盜人・強盗・放火・殺人・剥取・山賊・女取・押買・質取・夜田刈・田地横領・陵墓発掘等、一般民衆の害をなす悪行が多く中には『布留山ハヤシ』や神鹿殺し等のタブーを侵して民衆の敵となっている事実の多いことを看過してはならない。⁽⁴⁾」と。

渡辺氏による悪党の分析からも分かるように、落書起請で名指しされた者たちの悪行は多岐にわたり、簡単に定義づけることはできない。そこで悪党を何らかの意味で社会あるいは共同体にとつて好ましくない人物、日頃の素行に問題のある人物とひとまず抽象的に考えざるをえなくなるのである。

より訴訟手続の立場から悪党を眺めてみれば、彼らのなす悪行から政治犯、社会犯と殺人、強盗といった犯罪を行う普通犯とに区別して考えることもできるであろう。刑罰の歴史において普通犯ではなく政治犯、社会犯に対し極刑が科せられることが知られているため、両者の区別は重要である。

悪党の歴史的評価はさまざままで、その発生事情・行動・結合形態などの考察についても統一されているとはいえない

いが、およそ悪党を反莊園制的な行動をとる者と捉えることで政治犯、社会犯の範疇に入れることについて異論はないであろう。⁽⁵⁾

いま一度、渡辺氏による悪党の分析にもどってみよう。⁽⁶⁾ 莊園領主に敵対的行動をとる者、具体的には「所当地子未進・神領人領押領・佐保殿オコシ・夜田刈等」を行う者たちは、莊園領主が日頃からその素行を問題とし、摘発したい者たちである。「布留山ハヤシ」や神鹿殺し等のタブーを侵す者、宗教的タブー違反者も同様に莊園領主の検断対象である。

これに対し「博奕・四一半打・盜人・強盗・放火・殺人・剥取・山賊」といった普通犯についても落書では名指しが行われている。

悪党を政治犯・社会犯と普通犯とに分けることとしてみたが、ここでは「女取・押買・質取」を行う者たちの名前を莊園領主権力は落書起請の実施でもって莊民から求めていることについて注目しなければならないであろう。ここであげた各悪行は、もともと自力救済⁽⁷⁾のひとつとして考えられるものであるからである。そのような行動に及ぶ者を支配権力が悪党とみなすことについては、のちに詳しく論じてみたい。

註

- (1) 二号 落書起請文「辰市文書」弘安八年三月廿三日付（『春日大社文書 第六卷』吉川弘文館、七九頁以下）。
- (2)(3) 千々石到「中世民衆の意識と思想」（『一揆4 生活・文化・思想』東京大学出版会）一三頁。
- 瀬田勝哉「神判と検断」（『日本の社会史第五卷 裁判と規範』岩波書店）六四頁。
- (4) 渡辺澄夫「大和の悪党—弘安八年大和一国落書を中心として—」（『増訂畿内庄園の基礎構造 下巻』吉川弘文館）三五五頁。

(5) これまでの悪党に関する研究を簡単に知るためには小泉宣右氏の『悪党』教育社の巻末に記された参考文献の利用が役立つであろう。新井孝重『中世悪党の研究』吉川弘文館、同『悪党の世紀』吉川弘文館は近年の研究成果であり、さらに悪党研究会編『悪党の中世』岩田書店が刊行され最新の悪党研究の状況を知ることができる。

(6) 前掲註(4)。

(7) 日本中世における自力救済に関する近年の研究動向は、村井章介「中世の自力救済をめぐって—研究状況と今後の課題—」(『歴史学研究』第五六〇号)で簡単に紹介されている。小田雄三「路次狼藉について」(『年報中世史研究』第六号)では、女捕が路次狼藉の一として検断沙汰の対象となつたのは、鎌倉時代末期の正応四(一三一五)年正月廿二日の評定によるものであることが明らかにされたが、路次狼藉の範疇に入れられることからそれを自力救済の一つと考えるのである。羽下徳彦「苅田狼藉考」(『法制史研究』29)もこのことについての参考となるであろう。

二 悪党の摘発と落書起請

論

先に挙げた【史料A】からは落書起請が、守護もしくは莊園領主といった支配権力者の命令により執り行われた事實を知ることができた。次に掲げる史料からは、検断権者の実施命令に呼応する形式で落書起請されたことを確認することができる。

【史料B】

九月十二日

一於地藏堂成実房庵室盜人間事

去七日夜窃盜入彼庵、小袖以下盜取、糺明之段可為何躰之沙汰哉之由、披露之処、糺明之様、南款冬・同西・同北款

冬之輩可有起請之沙汰之由評議了、

九月十三日

一地蔵堂盗人間事

為彼盜人糺明、可有村起請之沙汰之由、先度評議之処、聖融阿闍梨下部号千代法師遂（逐）電之間、不可及起請之沙汰、懸主人可尋出彼者之由可申之云々⁽¹⁾、

これは、東寺地蔵堂成実房の部屋から小袖以下のものが窃取せられた事件につき犯人摘発を目的に村起請（＝落書起請）の実施が東寺廿一口方評定引付で評議され、命ぜられたことを示す史料である。

いま落書起請を命ずる二つの【史料A】【史料B】を比較するとき、両者の間には大きな相違があることを知ることができるであろう。前者の落書起請が、現実に発生した事件に対する犯人の名指しをその執行目的とせず、大和一国内における悪党の交名を命じてているのに対し、後者のそれは小袖以下のものを地蔵堂成実房の庵室から盗み取った者の特定をはかつて実施されたものであった。

ところで匿名の投書として知られる落書については既に旧稿において論じたが⁽²⁾、いまここで問題としようとするのは、「鎌倉の中葉より『落書起請』と称する一種の刑事裁判法見えたり。此裁判は厳密に云ふときは神判と称することを得ず。然れどもその性質稍や神判に類するを以て、此にこれを附記することとせり。」とする落書起請についての中田薰氏の言及を受け、さらにそれを犯人無記名投票⁽⁴⁾、と渡辺澄夫氏が断ぜられたことである。

このように刑事裁判法、犯人無記名投票として落書起請を考えられた中田、渡辺の両氏であるが、両氏の考察されたところを引き継ぎ、落書起請に古文書学的考察が加えられることにもなった⁽⁵⁾。近年において瀬田勝哉氏の論考⁽⁶⁾に

みられるような法民俗学ともいえる立場からの研究も知られている。これまでさまざまな観点から落書起請は研究対象とされてきたにも拘わらず、訴訟手続きにおける落書起請の役割、意義といった法的側面からアプローチした研究は管見の限りこれを知らない。

ここでは落書起請が、現在われわれがいう刑事訴訟手続きの中で取り扱われていると考えられることから、先ずその執行に関わる手続きを眺めてみたい。落書起請は以下に示すようにあらかじめ定められた規定に従って執り行われた。

【史料C】

一無名入文事、似落書起請

論

雖狼藉出来、若不露顕者、以無名入文可治定也、其次第者、先書手之名字可注進、寺僧方者、公文沙汰、僧坊方者、知事沙汰、次於四王堂可收納之、知事綱維、寺僧奉行、次於二聖院可被披之、次於衆会加評定、可有罪科也、其書手之分斎（際）者、寺僧者可為上臍、中臍、鄉民者可為上十人、淨人者可為上二十人、行者々可為上十人也、次其入文文草者、敬白天罰起請文書事、右元者、某甲財寶某甲所盜也、若不知者、都不知之、若偽申、日本國大小神祇、殊春日四所別當所鎮守石落神十五所、八幡三所、清滙權現、弁才天、八王子并四王御影御罰蒙書手之身、現世成白癩黒癩、當來可墮三惡道者也、仍為後日起請文之狀如件、落書起請者、嘉元二年雖被制斷之、元享三年忽被行之、開制可依時者也、^⑦

無名入文（＝落書起請）の次第については、「先書手之名字可注進」とあるように投票者の名前の確認から始めら

れた。なおこのように寺家によって書き手の名前が把握されていることをもつて瀬田勝哉氏は、落書起請が匿名でなされる犯人投票であるとはいえ、「書き手が把握されている以上、管理された匿名」ということができる⁽⁸⁾とのべられた。

無記名による投票後に、開票されることになるが、これについては「中宮寺盜人沙汰落書披規式」に次のようにある。

【史料D】

一 於有実証十通以上者、可令治定于實犯之体、風聞者以三十通准拠于實証十通、而可有其沙汰也、雖為一通、於數通未滿者、可被閣之事、（以下略）⁽⁹⁾

上記史料によれば、開票にあたり投ぜられた票は、その記載内容によって実証と風聞とに区分けされ、その取り扱いに相違あることが注目される。開票の結果として、証拠の明らかな落書で名指しされた場合は、十通で直ちに実犯と判定され、風聞の記された落書による場合は、三十通で実証十通分に相当ということで実犯と決したのである。

同様なことが「嘉元記」延慶三年七月十日条にもみられ、それによれば「實証十通以上、普聞六十通ト定メ、而定松子廿余通舜識子十九通此二人令治定之間、十七ヶ所當寺ニ發行（向カ）⁽¹⁰⁾」と記されており、普聞（＝風聞）票の取扱いが規定されている。

【史料D】の規定と本規定とから注目しなければならないのは、もちろん風聞票の取扱いである。二つの史料によれば、風聞票はその取り扱いの上で数量的な制約はあるものの実証同様に実犯の認定に与っている。例えば前者の風

聞票は三十通でもって実証十通に准拠とあるように、実証の価値三分の一しか認められない風聞票ではあるが、実犯を決定する決め手となつており、後者では実犯を決定するために必要な票数は実証十通以上、普聞六十通となつているように、実犯を決する上で風聞票は、証拠の明らかなる実証と何ら変わることはない。

このような風聞票の取り扱いを渡辺氏は「証拠不充分の際は不問に附するか、糺明沙汰を経るか又は普聞として一票の効力を減却して計算する故、不確実の一票によって無実の罪に陥る危険をも防止する事が出来る。」⁽¹¹⁾ からとして、それほど重大視されていない。

ところが「縱雖有風聞之説、非沙汰之限」⁽¹²⁾、「風聞之時、不糺明實否、証拠不分明之處、無左右処罪科之條、甚不可然」⁽¹³⁾とする鎌倉幕府法の規定を見るとき、証拠として風聞をいかに取り扱うかということになると両者の考えに大きな違いがあることに気づく。

このような風聞票の取り扱いにおける考え方の相違が、何に由来するものなのかをここでは考察しなければならないだろう。その由つて来るところを考えることが、本稿で考察の対象としている落書起請の訴訟法上の存在意義を見出す一助となると思われるからである。

論

【史料E】

(前略)自寺家被触社家傳、近日、神人等中博奕興隆之由有其聞、然者以落書令注進其交名、可令命罪科者也、但如此事、其名字露頭之後、或朝夕之恪懃、或縁人之吹挙、若令潤色其過怠者、後代々事不可斷絕者歟、(以下略)

上記の史料が示すところは以下のことである。すなわち、春日社の神人らの中において博奕が盛んであったこと。

博奕に觸わればいかなることがあつて免罪されず、罪科は逃れられないこと。これら二つである。

この史料は、鎌倉期以降におけるたびたびの公家・武家・寺家・社家それぞれによる博奕禁止令にも拘わらずそれが終息しそうもなかつたことから、さらに厳しい取り締まりを命じた支配権力の意思を示すものの一つといえる。それら権力側から博奕は悪党と不可分の関係にあり、盜賊・放火・殺害のもととなる「不善の輩」の所業であり「悪党の根本」として捉えられていた。⁽¹⁵⁾

先に渡辺澄夫氏による悪党の分析を紹介したが、所当地子未進・神領人領押領・佐保殿オコシ・夜田刈などの行為でもって莊園領主に敵対的行動をとる者、「布留山ハヤシ」や神鹿殺しなどのタブーを侵す者のほか、博奕・四一半打を行う者が不善の輩、悪党とみなされ落書起請で名指しされる理由をここにいたつて初めて了解することができるのである。

落書起請の実施が悪党摘発もしくは悪行をなす者の名指しを目的になされたものであるとするならば、「名指される『悪党』とは、何らかの意味で『社会』あるいは『共同体』にとって好ましくない、いわば日頃の素行に問題のある人間であることは疑いがない。」⁽¹⁶⁾とする考えに異論はない。

【史料F】

敬白 天罰起請事

右事元者、当國悪人交名事、ソウ（添）ノ上郡横井ノキヤウフ（刑部）房コソ同里ノコ今サイケニ候シ、成仏并又一人ヲ殺害シテ候エ、件女人ハ八嶋ノ御子タル上、春日番ヲ勤メ候キ、彼キヤウフワ、八嶋ノトネトシテ同所ノ御子ヲコロス条不使事也、而ニ八嶋御子トモ如此過無レトモ、御子ナントヲ殺害セラレンニハ、せんナキカウ所ナリトテ、

ミナミナ出ル間、ミヤ次第ニシヘイ（袁幣）シテ、神ノモテナシタエナントス、日本國ハ神明御世ナルニ、如此スイ
ヘイセハ、國土ノ滅相ナルヘシ、願ハ此キヤウフヲカラメテ、死罪セラレハ、世ラウ（乱カ）セト、マルヘシ、コレ
モシ御沙太（汰カ）無ハキセイナキモノタレカ世中アラン、如此ノ事タ、人ヲ損せレウニ無事申ハ、日本國大小二類
ノ權実冥道之罰カフルヘク候状如件¹⁷、

【史料G】

注進 悪たうの交名事

一布留山大明神々領山はやし候交名、すき本長円房・堯円房・慶琳房・菅田淨恩房・河原庄あハち房の子息・岸田ノ
大夫・四条等学房、此ノタウ、かみおそりながら神ヲモ神ト云ス、佛ケヲモ佛ケト云ス神領ヲハヤシ候事不便次第候、
されハ社頭ノ三十講留候了、是社頭ノめそう（滅相）なり、（以下略）¹⁸

論 説

落書起請の目的が悪党の摘発にあつたことが【史料F】【史料G】からより明白となるが、名指しされている面々
が悪党と呼ばれることになるのは、剃髪しておながら「神ヲモ神ト云ス、佛ケヲモ佛ケト云ス神領ヲハヤシ候事」
にあるのだろう。神仏を敬うこともなく、また畏怖することもなく神領を「ハヤス」人物を悪党と定め、彼らの行為
が、好ましくないとられたのである。

このように落書起請に記された悪党を個別にみていくとき、当初、悪党をおおよそ反莊園制的行動をとる者と想定
したが、いよいよその内容が具体的になってきたであろう。

ところで具体的な事件の加害者を特定する目的でなされた落書起請であるにも拘わらず、その結果が上記のように

ならなかつた事例があるのでここではそれに注目してみたい。

【史料H】

敬白 天罰起請文事

右件子細者、女コロシ、山臥ハキ、受戒時ヒツハキ、ヨロツイツレヲモ、ミスシラス候、若ミナカラミスト申、シリナカラシラスト申、虚言申候ハヽ、奉始 日本国中大小神祇冥道、大仏八幡御罰可蒙候者也、仍起請文之状如件、

暦応三年十月晦日⁽¹⁹⁾

先に紹介した【史料F】【史料G】では「すき本長円房・堯円房・慶琳房・菅田淨恩房・河原庄あハチ房の子息・岸田ノ大夫・四条等学房」といった具合に悪党の交名注進が行われたのに対し、【史料H】には「女コロシ、山臥ハキ、受戒時ヒツハキ、ヨロツイツレヲモ、ミスシラス候」と記されているだけで具体的な人物名はあげられていない。ここにみられるこのような落書の態様の相違は極めて大きなものといえよう。

「女コロシ、山臥ハキ、受戒時ヒツハキ」などの悪行を、落書起請の命令権者である東大寺が反莊園制的行動として考えなかつたはずはない。悪党によるそのような悪行があつたことをうけ東大寺は、莊民に対し彼らの名前を落書き請の実施で求めたのだろう。それにも拘わらず投ぜられた落書に具体的悪党の名前はなく、「ミスシラス候」としか記されていない。彼らにより引き起こされたそれらの行動が、先にあげたように「社会」あるいは「共同体」にとつて好ましくないものとされるのであれば落書起請による名指しがなくてはならないだろう。そのため「名指される『悪党』とは、何らかの意味で『社会』あるいは『共同体』にとつて好ましくない、いわば田頃の素行に問題のある

人間であることは疑いがない。」とする考え方についていま少し検討を加えたい。

ところで村起請が犯人糺明、犯人の処罰を目的としていることからその実施に際し、「村起請執行の下知に伴う当事者の逐電、難參という事実をもって実犯が決定され⁽²⁰⁾」たことがあるが、このことにつき史料で跡づけてみよう。

【史料 I】

為彼盜人糺明、可有村起請之沙汰之由、先度評議之處、聖融阿闍梨下部号千代法師遂（逐）電之間、不可及起請之沙汰、懸主人可尋出彼者之由可申之云々⁽²¹⁾

【史料 J】

次郎申者、起請之時分、俄病出候之間、難參之由申之間、則起請之失之由申間、披露之處、失之段勿論之上者、先其身ヲハ庄下払、於于屋者*「可」顕符之由、評儀治定畢⁽²²⁾

このように検断権者東寺は、村起請の結果によるのではなく、村起請の実施に先立つ逐電、急病を理由とする難參という行為で、【史料 I】では上野庄内放火事件の、そして【史料 J】では東寺地蔵堂における盜難事件の、加害者を特定したのである。また「於不參者可有其科⁽²³⁾」とあるように、落書起請に参じなかつた者を罪科に処した事例も知られている。

村起請の実施にあたり難參、不參する者に対して、権力がいかなる形で、これに応えるかについては先に記した。このことについて中世カノン法の刑事訴訟手続きが参考となる。フルニエは「糾問手続きは、出頭者に対してのみ、

開始可能であるが、被疑者の欠席が正当事由によらず、そしてそれが裁判官の命令に対する不服従（『命令抗拒 *contumacia*』）にあたる場合、手続きは追行され、その結果、裁判官が有罪の心証を得た場合には、判決が言渡される。」との旨をのべ、糾問手続きにおいて被疑者の欠席がいかなる意味をもつのかを示した。

いまこの考えに沿ってみると、【史料I】【史料J】で支配権力が問題としているのは村起請への難参、不参という行為それ 자체となる。つまりそれらの行為が権力の命令に対する不服従にあたるとみなされたがための処罰である。村起請、落書起請で名指しされたことで処罰されているのではない。権力への不服従が処罰の理由である。

渡辺氏は、落書起請の開票の結果、当該事件の実犯者が決定されなくとも「素行としての曲事によって制裁の加へられる事が、其の効果を更に発揚する事となる。」⁽²⁵⁾と落書起請の効果をのべられているが、その際、近江国今堀村共有文書を紹介された。これに加え上記の落書起請に難参、不参の者への処罰の事実とをあわせ考えると、期せずして落書起請の本質をここにみることができるだろう。

落書起請は、犯人糾明、犯人の処罰を目的に実施されたはずである。しかしながら「たとへ犯人が明らかにならずとも、当つたものは曲事と心得、一言たりとも仔細を言はぬ由の契約があるのは、一面にはかゝる素行に対する断罪の意味も考へねばならない。」⁽²⁶⁾とする効果が落書起請にあるとすれば、その執行目的は、実際は当該事件の犯人糾明、処罰というより、むしろ「素行に対する断罪」ということよりして日頃の素行を莊園領主から警戒している人物の摘発、彼らの共同体からの排除にあつたと考えるべきであろう。

落書起請が、日頃からその素行を権力が警戒している人物（もちろん支配権力不服従者も含む）の摘発、共同体からの排除を目的に執り行われたことになれば、その真の目的は刑事手続きにおける実体的真実発見というよりむしろそれは支配権力による平和秩序の維持（支配への不服従を未然に防止することも含む）、悪党らによって攪乱された

秩序の回復にあることになろう。

先にあげた【史料E】は、春日社において「神人等中博奕興隆」との状況把握のもとに落書起請が実施されたことを語っているが、それは「博奕が、俗世間の秩序を大きく混乱させる可能性を持つてい⁽²⁷⁾」ため「『有縁』の秩序を整え、維持しようとする支配者、権力者から⁽²⁸⁾」忌み嫌われたことを背景に実施されたのだろう。

また博奕が悪党と不可分の関係にあり、その悪党の動きが鎌倉末期から南北朝動乱期に活発化し、彼らを英雄視される社会的風潮があつたことも落書起請実施の原因⁽²⁹⁾となつていていると思われる。

博奕をはじめとするさまざまな悪行でもって社会秩序を攢乱する者を英雄視する社会的風潮が広まることは、支配者にとってその支配領域を拡大しようとする権力関心からして重大な問題である。そこで自らの支配のもとに秩序維持をもくろむ支配者は、彼らが忌み嫌う者、平和秩序の攢乱者すなわち悪党の摘発そして共同体からの排除をその目的として落書起請を執行したのである。

悪党の共同体からの排除という目的で落書起請が実施されるのならば、求められる名前は、究極的には支配者の忌み嫌う者となり、そのような者ならばどのような名前でも良いと考えられる。「然者兼定置罪科分限、於載多通落書之輩者、自一番至于第六番可行罪科⁽³⁰⁾」との規定が落書起請の実施に先だって定められたのはそのためである。

多数の落書で名指しされ、その数が上位一番から六番までに入った者を数量的な結果だけをもって罪科に処するという考え方のどこをとっても司法的性格を見出すことはできない。悪党たちによつて攢乱された共同体の平和の回復、例えば所当地子未進・神領人領押領・佐保殿オコシ・夜田刈などの行為で乱された社会の秩序回復を、そのような悪行をなす者の摘発で成し遂げようとするのは行政的行為というしかほかないであろう。かかる行為にでる権力関心から上記のような規定が生まれたものと思われる。

このようにみてみると風聞票の取扱いが落書起請の本質に深く関わっていることが容易に理解できる。落書起請における風聞票の取扱いを「情報の伝達」⁽³⁾ということばで概括することは、落書起請の本質を見失うことになってしまふ。確たる証拠も示せえないような噂ともいえる風聞の票が検断沙汰の中で用いられることが自体が問題なのである。

註

- (1) 「東寺百合文書」応永廿一年雜載（『大日本史料 第七編之二二卷』東京大学出版会、一一〇一頁）。
- (2) 抽稿「中世の法と訴訟—落書と訴訟を中心にして」（中京大学社会科学研究所『社会科学研究』第一八卷第一号）。
- (3) 「古代亞細亞諸邦に行はれたる神判補考」（『法制史論集 第三卷下』岩波書店、九五二頁以下）。
- (4) 渡辺前掲論文、三一二頁。
- (5) たとえば清田義英「『落書』の一考察」（『印度学仏教学研究』第二〇卷第一号）、荻野三七彦「落書起請に関する一起請文への理解—東大寺知足院の本尊盜難事件に関連して—」（『古文書研究』第五号）。
- (6) 瀬田勝哉「神判と検断」（『日本の社会史第五卷 裁判と規範』岩波書店）五八頁以下。
- (7) 「西大寺敷地四至内検断規式条々」（『大日本史料 第六編之二八卷』東京大学出版会、七四四頁以下）。
- (8) 瀬田前掲論文、六五頁。
- (9) 「中宮寺盗人沙汰落書規式事」（『大日本史料 第六編之四』五六八頁、東京大学出版会）。
- (10) 「嘉元記」延慶三年七月十日条（『改定史籍集覽 第一四冊』臨川書店、一二五一頁）。
- (11) 渡辺前掲論文、三四一頁以下。
- (12) 追加法一二一条（『中世法制史料 第一卷鎌倉幕府法』岩波書店、一一六頁）。
- (13) 追加法二九二条（前掲書、一七四頁以下）。
- (14) 「中臣祐賢記」文永九年五月条（『春日社記録2』臨川書店、一一〇頁）。
- (15) 綱野善彦「博奕」（綱野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』東京大学出版会）一一四頁。
- (16) 千々和到「中世民衆の意識と思想」（『一揆4 生活・文化・思想』東京大学出版会）一二三頁。

- (17) 六四号「落書起請文」(『春日大社文書 第六卷』吉川弘文館、一五七頁以下)。ここでは、「日本國ハ神明御世ナルニ、如此スイヘイセハ、国土ノ滅相ナルヘシ、願ハ此キヤウフヲカラメテ、死罪セラレハ、世ラウ(乱カ)セト、マルヘシ、」と記すことで落書の書き手が悪党に抱く敵視の気持ちが、はつきりと分かるであろう。
- (18) 五三八号「落書起請」(『春日大社文書 第二卷』吉川弘文館、一一四頁)。なお五三八号文書で名指しされた、すき本長円房・堯円房・慶琳房・菅田淨恩房・河原庄あハち房の子息・岸田ノ大夫・四条等学房を「此等人々大明神ノカタキナリ」と記しており(六一号「落書起請」『春日大社文書 第六卷』吉川弘文館、一五六頁)、春日社が彼らを「カタキ」と考えていることが確認できる。
- (19) 「東大寺文書」暦応三年十月晦日条(『大日本史料 第六編之六』東京大学出版会、五〇七頁)。
- (20) 可児光生「神判としての起請をめぐって—中世東寺を中心に—」(『年報中世史研究』第五号) 一〇八頁。
- (21) 前掲註(1)。
- (22) 「廿一口方評定引付」正長元年六月廿九日条(『大日本古文書 家わけ十ノ三』東京大学出版会、八九四頁以下)。
- (23) 「廿一口方評定引付」明徳五年七月一二日条(『大日本古文書 家わけ十ノ三』東京大学出版会、七五九頁以下)。
- (24) フールニエ 塙浩訳「フランス中世カノン法訴訟制度要説」(一)(『神戸法学雑誌』二三卷一・二号)。
- (25) (26) 渡辺前掲論文、三四一頁。
- (27) (28) 綱野前掲論文、一二八頁。
- (29) 綱野前掲論文、一二九頁。
- (30) 前掲註(14)。
- (31) 酒井紀美『中世のうわさ 情報伝達のしくみ』吉川弘文館。

三 中世後期の村落自治と自検断

中世後期の近江国菅浦が自治村落であるとみられてきたのは「守護不入、自検断之所也」との文言が記された文書

の存在によるが、そこに表された自検断概念を中心においた中世惣村に関する石田善人氏の論文発表を嚆矢に中世村落の自治研究が深まりをみせてきたことは周知の事実である。これに対し近年にいたり中世村落における自検断の行使をめぐつていくつかの議論が存在する。結局のところそれらの議論において意見の分かれるのは自検断をいかに考えるかということに行きつくようである。ここではまず自検断に関する一、三の史料をながめてみたい。

【史料K】

当所壁所（書）之事、守護不入、自檢斷之所也、然者西三三人六郎三郎・孫四郎・源三、東二一人衛門尉二郎、是四人、在所之背置日、*縦地頭号□□不可然行在之間、於末代在所之参会、執文村人長男中老此等之参会興行之仁於在之者、先其人を堅可致政道者也、猶以其仁躰之事者不及申者也、仍而為後日如件、

十六人之長男

東西之中老

廿人^①

永禄十一年十二月拾四日

応永二十四年閏五月末、即成院に強盗が押し入り、沙汰人三木善理の第三郎が犯人と判明、三郎は、事を有利に運ぼうと画策したため莊園領主伏見宮が、その対応に苦慮した事件が、『看聞御記』に記されている。領主伏見宮の事件への対応は、応永二十四年六月十六日付記事として次のようにある。

【史料L】

近日仙洞御移徒「徒歟」天下経営無他事。雖境内事悪徒召捕事不穩便。若刃傷殺害者。外聞不可然歟。其上善理畠山奉公之間訴訟申。公方様へ可掠申之条勿論也。去去年与一男合戦事。前車覆所慎也。其上所司代大儀已後可召捕之由申。不相待於私檢断者。不可然歟之由相存之間。明日可召捕事。先可閣之由三位ニ仰⁽²⁾。

説

これにつき酒井紀美氏は、「伏見宮は、所領内で刃傷殺害という事態を招きはしないか、畠山氏からさらに将軍の耳にまで届いて厄介な問題になりはしないか、などの懸念から、『私檢断』はよくないので召し捕りは見あわせた方がよいと主張した。」⁽³⁾と解説された。

この伏見宮の発言に対し、荘内の小川禪啓などの沙汰人らは、「然而盜人事者。公方様不可及御沙汰」⁽⁴⁾と反論を加え、翌日、犯過人追捕のため三郎の家に押しかけた。

このような盜人追捕に関わる『看聞御記』の記事をもとに氏は、応永二十四年当時における村落の検断の有様を以下のように述べられた。すなわち「荘内で起こった事件についての検断は、犯過人の糺明から追捕にいたるまですべて村落の農民の手で行われ、逃亡した犯人を逮捕するため、近隣の村々との協力体制が組まれている」と。

いま氏が、中世村落の自主的な検断権行使と、犯人逮捕のため近隣の村落間に協力体制が存在していた、とすることに些かも異を唱えるつもりはないが、荘園領主伏見宮と小川禪啓をはじめとする沙汰人らとの間に存在する検断への考えの相違については、いま少し考慮される必要があるだろう。実は両者の違いが、ここで考察しようとする中世村落における検断が、いかなるものであるかを解明する鍵となると思われるからである。

領主伏見宮の関心は、「雖境内事悪徒召捕事不穩便。若刃傷殺害者。外聞不可然歟。其上善理畠山奉公之間訴訟申。

公方様へ可掠申之条勿論也。」から明らかなように、盜人追捕をめぐる莊内での刃傷殺害と、犯人三郎が畠山氏の被官であることで最終的に將軍の耳に入り厄介な問題が生ずることを憂慮することを憂慮するばかりで、即成院盜難事件に関わる一連の検断手続き、つまり、犯人の糾明、逮捕、処罰といった手続きには向けられていない。

莊園内で発生した事件には当然にその莊園領主に裁判管轄権がある。沙汰人らの手による検断を「私検断」と考えるだけであれば、それは裁判管轄の問題としてみることができよう。しかし伏見宮は、沙汰人らによる召捕りは外聞を気にするばかりで見あわせた方がよいとのべているのであるから、かかる問題とはまったく無関係である。

このような領主の態度に断固として異を唱える沙汰人らは「盜人事者。公方様不可及御沙汰」と主張しているところからも明らかのようにあくまでも自検断の実施を主張しているのであり、実際それを行つたのである。彼らは自検断を自力救済として考えているからこそこのような行動をとつたのである。

領主である伏見宮は、小川禅啓ら沙汰人らの行う自検断を「私検断」とみなすのであるから、彼らによる自力救済の行使を認めようとしないばかりか、自らが有するこの強盗事件への検断権をも放棄しかねないのである。

むしろこのような事件への対応を考えるとき、將軍の耳にはいることで厄介なことが生ずるのではないかと憂慮するあまり莊園領主の裁判権を放棄してしまったとみななければならないだろう。このような伏見宮の検断への関心は、犯人糾明を目的に湯起請を実施したことからもいえると思われる。⁽⁶⁾

ここにみられる領主側の検断への姿勢に対し、小川禅啓など沙汰人らが、莊園領主伏見宮の召捕りを見あわせた方がよいとする言葉に従うことなく、「盜人事者。公方様不可及御沙汰」と断じ、犯過人追捕のため三郎の家に押しかけたことは、まさに自らの手による検断つまり自検断の執行を宣言したものと考えられる。

これまで近江国菅浦莊が中世惣村であることのメルクマールともいわれてきた自検断を、菅浦莊自らが放棄するこ

とを支配権力に誓約しているものと思われる史料がある。

【史料M】

今度者不慮ニ不相届緩急仕、被成御折檻候処ニ、御託言申ニ付て、御免なされ忝存候、然者、向後御耳へ入申、於子細者、為地下糺明申事有間敷候、可為御異見次第候、就其、清徳庵親類之者共四人、今度之子細ニ付てハ、地下より違乱申間敷候、仍出状如件、

永禄十一年

八月十八日

菅浦惣中

木工助殿へ出状之跡書也、

論

浅井木工助殿参⁽⁷⁾

菅浦莊による自検断の放棄が考えられるのではないか、としたのは「向後御耳へ入申、於子細者、為地下糺明申事有間敷候、可為御異見次第候」との文言からである。これを含む上記の誓約でもって今後は中世村落の代表ともいわれてきた菅浦莊は、莊内で発生した犯罪につき戦国大名へ報告することを義務づけられることになったのである。

菅浦莊が、自検断を執り行う中世村落であり、これを証明するのが、先の【史料K】であることについては、これまで繰り返しのべられてきた。それについては些⁽⁸⁾かも異論を差し挟むものではないが、自検断に関わる【史料K】、【史料M】が同時に存在することは問題である。この両者の史料をもつて、惣村の自治・自検断が存続するのか、それとも自治・自検断が解体するか、といった議論が、これまで幾度となく戦国大名浅井氏と菅浦莊との関係を考察す

中世後期日本における村落の自治と訴訟

る中で繰り返されてきた。⁽⁸⁾

莊内で発生した犯罪につき戦国大名へ報告する義務が莊民に課せられるようになつたことを【史料M】は知らせてくれるが、いまここではそれがいかなることを意味しているのかを考えてみたい。

旧中国では行政の末端、さらには私人に、違法行為があつたことを知った場合、訴追しなければならない義務が負わされおり、もしその違法行為を摘発しなければ刑罰を加えられることになつていた、とされる。⁽⁹⁾

犯罪の告知義務が、行政の末端、さらには私人に課せられ、違法行為を摘発しなければ刑罰が加えられるというのが旧中国での犯罪発生後におけるあり方であるから、ここには犯罪の告知に対し刑罰という国家権力による強制が存在することになる。犯罪の告知義務に限定し眺めるところと類似のケースを戦国大名伊達氏制定の分国法「塵芥集」の中に入ることができる。それによれば、喧嘩、口論、鬭争、仇討、盜犯、刃傷、打擲等の刑事事件が生じた場合、被害者は伊達氏への申告の義務があり、それを怠り、加害者を私刑に処することを法は繰り返し禁じていた。⁽¹⁰⁾とある。

ここでいう犯罪の告知義務は、刑事訴訟の歴史からすれば、利害関係者の告訴が裁判所の活動の前提であるという古くからの親告手続⁽¹¹⁾を意味しているのでもなければ、裁判者が告訴なしに被疑者を逮捕・投獄し、かつ職権的に審問手続きによって証言を聴取し判決する、いわゆる職権的審問判決制度⁽¹²⁾でもない。

とすればいま問題として取り上げている犯罪の告知を刑罰でもつて義務づける刑事訴訟手続きとは一体いかなる性格をもつものなのかを考察する必要があろう。

塵芥集で厳しく禁じられた喧嘩、口論、鬭争、仇討、盜犯、刃傷、打擲等の行為は、通例自力救済的行為として理解されるものであるが、伊達氏は、かかる行為の被害者が、その復讐の意味でなす行為ですら伊達氏に申告を怠り勝手になすことを厳禁したのである。そしてそこで行われる復讐を私刑とみなしたのである。このような状況を小林氏

は、伊達氏自身による領国内刑罰権の独占といわれた。¹³⁾

次に掲げる史料は、小林氏のいわれる戦国大名権力による領国内刑罰権の独占を示していると思われる。

【史料N】

武田信豊書状

正昭院事、当國真言宗為本寺条、祈願所仁相定置之間或鬪諍喧嘩、或殺害刃傷、或山海之両賊、其外雖為如何様之重科人、正昭院并宝聚院江走入就憑儀者、子細申届可為扶助、若彼主人及違亂欲遂誅罰者、堅申付可令成安堵候、恐々謹言、

天文十三

十二月七日

信豊（花押）

正昭院

御坊¹⁴⁾

上記史料から、中世日本における無縁の概念を論ぜられた網野善彦氏は、正昭院へ走り入って保護を求めた犯科人については「武田氏に事情を申し届けたうえで、寺が扶持せよ、たとえ科人の主人であっても、被官、下人であるからといって、走入った科人を誅罰することは許さない、（中略）重科人ですら、この寺に駆入れば保護されることを、武田氏はここで公認し、保証している。」¹⁵⁾とする解説を付されている。

氏の論ぜられるところは、無縁所のアジール性についてであるが、アジールそのものは中世ヨーロッパでは訴訟法の確立過程の中で出現するものであるため、中世後期の日本にそのような概念を持ち込むことには無理があることをかつて論じた。⁽¹⁵⁾ そこでは領国内の無縁所の解体にはじまる戦国大名権力の一元的支配の貫徹をそのような史料の中にみることができるとしたのである。

「正昭院并宝聚院江走入就憑儀者、子細申届可為扶助。」と記す武田氏の書状の文言からだけでは、正昭院に自治が与えられたか、どうかは必ずしも明らかではない。しかし保護を求めて駆け入った者を扶助する条件として武田氏への届出が義務づけられていたことをみれば、正昭院の権力からの自立性をいうことはできないだろう。

その理由について旧稿⁽¹⁷⁾で論じたのでここでは繰り返すことではないが、「正昭院并宝聚院江走入就憑儀者、子細申届可為扶助」と記された文言を、自治付与を示すそれと解するのではなく、今後は駆け入った重科人の扶助に関しあたたかい。つまり戦国大名権力の関心が、訴訟手続きをへることなく直接的に重科人に及ぶことを示したのである。

このような状況は、寺内であっても戦国大名今川氏への届出なしでは住持によるものであっても悪党の成敗は不可能であること示す史料すなわち永禄三年八月五日付今川氏真判物⁽¹⁸⁾からも了解できるであろう。それによれば「悪党以下号山林走入之処、住持等無其届、於寺中不可成敗事」とある。

上記にみると支配権力へ無届で扶助、成敗を問わず勝手に執り行うことは戦国大名領国内の寺院には許されていないのであるから、届出もしくは報告の義務一つをとっても権力からの自立、自治といったことをこれらの寺院にみることはできないだろう。

以上のようにみてくると、「向後御耳へ入申、於子細者、為地下糺明申事有間敷候、可為御異見次第候」とした近

江国菅浦庄の検断のありようは、戦国大名武田氏支配下の正昭院のそれとそれほど大きな違いはないだろう。検断するにあたって支配権力である戦国大名からの介入を受け入れざるをえない状況にあるのは両者とも同じである。いまや中世惣村の中でも際立った存在であった菅浦庄は、その惣村としてのメルクマールのひとつである自検断をもはやこの段階で行うことができなくなつたとみなければならないであろう。

となれば、走り入つて保護を求めてきた犯科人につき、武田氏にその旨を申し届け、扶持したからといって、正昭院に自治が与えられているとするのは早計である。また前記の永禄三年八月五日付今川氏真判物からは、寺内に駆け入つた者が悪党であつたとしても今川氏に届出なく成敗することは許されていなかつたことが確認できるのであるから、ここにおいても当該寺院に自治権が付与されているとするのは無理があるだろう。

旧中国では、官のみならず私人においても違法行為を知つたならば必ず訴追しなければならなかつた。これをいま少し推し進めてみれば次のようになる。すなわち、官にも私人にも訴えを提起しない自由というものが大幅に制限されていることから糾問的色彩が濃厚であり、また国家の統治組織を利用してそのような告訴告発の義務が人々に負わされていたし、かかる訴追行為が行政行為としてとらえられていた¹⁹、と。

このような事実をもとに近江国菅浦庄の「向後御耳へ入申、於子細者、為地下糺明申事有間敷候」、また若狭国正昭院の「子細申届可為扶助、若彼主人及違乱欲遂誅罰者、堅申付可令成安堵候」とする文言をもう一度見直せば、犯科人・悪党の成敗、扶助は、支配権力の意向を受け入れ行われるものであり、司法行為とはいはず、むしろ行政行為と呼ぶのがふさわしいだろう。

沙汰人らの自力救済観念に基づく検断つまり自検断を「私検断」と考える領主伏見宮の憂慮した内容が、まさに上記のことを明らかにしている。盜人追捕をめぐり荘内で刃傷殺害が発生しはしまいかとする心配と、犯人三郎が畠山

中世後期日本における村落の自治と訴訟

氏の被官であることで最終的に將軍の耳に入ることで厄介な問題が生ずることになるだろうと危惧する伏見宮のもつ関心は、秩序維持を望む行政的関心そのものである。

このような領主伏見宮に対し、小川禪啓などの沙汰人らが「然而盜人事者。公方様不可及御沙汰」と反論し、翌日、犯科人追捕のため三郎の家に押しかけた行為は、自検断の行使というほかなく、伏見宮の行政的関心への抵抗であると考えられる。

他方、「向後御耳へ入申、於子細者、為地下糺明申事有間敷候」と記された永禄十一年八月十八日付の浅井木工助宛書状が菅浦惣中から出された段階で、菅浦庄にはもはや自検断するだけの状況がなかつたのだろうと先に記した。戦国大名浅井氏による菅浦庄内の検断権の掌握にともなう村落自治の衰退もしくは自治の解体である。

ところで「中世的村落『自治』は、まさに庄園制支配（庄園領主権の下降分有化運動）の産物であつたといえる。²⁰」と志賀節子氏がのべられるところに従えば、これまでの自検断の評価に変更が加えられることになり、中世村落による自検断は認められないことになる。なんとなれば氏が「検断権はあくまでも領主権の一部であり、本年貢収取権と同様に、厳密な意味では村落が獲得することのできない権限だと考えている」²¹からである。

これまで自検断として考えられてきたものを志賀氏は「沙汰人を介した執行権の行使」²²とされている。さらに氏は「庄園村落内の裁判・警察機能についても、もともと惣庭にその一部が成文化されていく共同体の慣習的規制と、治安維持のための庄園領主の検断とが重層的構造をなしていきそうだと思われる。」²³と続けられる。中世村落による自検断はありえず、あくまでも執行人を介して領主権の一部としての検断権を執行するにすぎず、そこには治安維持目的的しかなかった、とされるのであるから氏が惣村における裁判権など認めようとしていることは明らかである。

さて弘安八年三月に実施された大和一国落書について「興福寺は落書によつて悪党を摘発させることにより両者（＝

悪党と農民、引用者注) の間隙を深め、眞の敵対階級である自らを農民層の庇護者にすりかえることに成功している。

村落共同体の内部分裂である。⁽²⁴⁾」と渡辺澄夫氏はされるが、落書が、実は村落共同体の内部分裂を目的に執行された

とする点は、落書起請の中世村落の自治への関わりを考えるうえで重要であるため、いまここで少し検討を加えたい。

これまで社会あるいは共同体にとって好ましくない人物、日頃の素行に問題のある人物が悪党として落書起請で摘發をされた、とする考えが一般的である。しかしながら網野氏の「鎌倉末期から南北朝動乱期、悪党の動きはむしろ活発化する一方だった」のである。悪党を支持し、ときにこれを『英雄視』⁽²⁵⁾ さえる社会的風潮がこの時代、根強い力を持っていたことも事実として広く認められる。⁽²⁵⁾ とされる指摘、そして上記のような落書起請が、村落共同体の内部分裂を目的に執行されたとする渡辺氏の言及などをみていくとき、これまでの考えに変更を加えなければならぬのは当然であろう。いわゆる悪党を共同体にとり好ましくない人物するだけでは、悪党を支持し、ときには英雄視さえする社会的風潮が根強い力を持っていたとする事実を説明できないであろう。

悪党を排除しようとするのは、村落共同体の構成員ではなく荘園領主、支配者層にはかならないことを、上記の事実は示していると思われる。このような観点からすれば、大和国の守護的存在の興福寺が、落書によつて悪党を摘發させることにより悪党と農民層の間隙を深め、眞の敵対階級である自らを農民層の庇護者にすりかえることに成功している、との渡辺氏の指摘は疑問である。既にみた【史料H】には「女コロシ、山臥ハキ、受戒時ヒツハキ、ヨロツイツレヲモ、ミスシラス候」と記されているだけで一人の氏名も落書起請には載せられていない。仮にそのような悪行を行なす悪党を、自らが生活する「社会」あるいは「共同体」にとって好ましくない人物と荘民がみなしているのであれば、具体的に落書起請で名指しするはずである。

東大寺は、荘民に対し悪党の名を落書起請で求めたのであるが、具体的には名指しされることなく、「ミスシラス

候」としか記されていなかった。ここをもって渡辺氏は「現存の殆んど全部の落書が『ミズシラズ』となつてゐるのは、落書の効果の限界を考へる上に頗る注目すべき事実であらう。吾々は茲に亦落書の包蔵する不可避の死角を認めぬ訳にはいかない。」⁽²⁶⁾と落書起請の効果の限界を考えられたのである。

落書起請の実施には、先ず投票者の名前の確認が行われ、寺家は書き手の名前を把握していたことから、管理された匿名ということができることについては既に知っている。匿名とはいゝ、その実、管理された匿名のもとにされた落書起請であったからこそ、執行の下知に伴う当事者の逐電、難參という事実でもって実犯が決定されたのである。

そのことの理由は次のような説明から明らかであろう。すなわち、糾問主義手続きは、本来は出頭している人に対するのみ開始可能であるが、被告人の正当事由によらない欠席は、裁判官の命令に対する不服従（命令抗拒）となり、手続きは追行される。そして裁判官が有罪の心証をえた場合には判決が言渡される⁽²⁸⁾ためである。

落書起請による名指しによる犯人の特定はもとより、このような論理のもとで実犯が決定されるといつてあれば、落書起請実施の下知に積極的に抵抗する莊民はないだろう。下知命令への抵抗すなわちは逐電、難參といった行為は不服従としてみなされ重大な事態を引き起こすことが明らかであるからである。

そのため落書起請の実施でもって村落共同体内部の分裂をはからうとする権力の命令に対して、莊民は逐電、難參といった積極的な行動をとるのではなく、落書起請に「ミズシラズ候」と書くことで支配権力への抵抗を企てたと考えてみたい。

村落共同体内部の分裂をはかり、自ら農民層の庇護者とならんとしたことに支配権力の関心があつたとすれば、莊民が「ミズシラズ候」と記載した落書起請が存在したことをもって、落書起請の効果の限界として捉える渡辺氏の考えに疑問を呈したのは以上のところから明らかであろう。氏が限界とされたのは、結局村落共同体への権力の介入を

拒否せんとする莊民たちの意思を看過したことにあると思われる。つまり村落共同体の内部分裂を防ぎ、莊園領主を自らの庇護者とすることなく自治を維持継続しようとする莊民の鬭いをあまりにも軽視されたということになろう。

これまで戦国大名の成立を国人層の争いの調停、用水相論の裁定にみられるように種々の争いの調停に求める考え方があつたことは周知の事実である。⁽²⁹⁾ このような戦国大名の権力成立の契機をみると、検断権をめぐる戦国大名浅井氏と中世惣村菅浦庄との関係は、検断の帰属についての問題解決の上から重要であるのでいま一度ここで検討したい。

宮島敬一氏は、戦国大名浅井氏が村落に対していかなる対応をしたかにつき以下のように述べられた。すなわち、村落の自治活動「喧嘩・放火」と在地土豪・地侍層を統制し、彼らの私権・恣意を否定した唯一の公的な治安維持者（裁判者）としての地位を確立「自力救済権と中人制の否定」し、そこから村落の相論を自己の裁判権の中に組み込もう「注進と奏者の設定」としている。⁽³⁰⁾ と。

中人制とは、堺相論において係争地を中分し、当事者双方の主觀的衡平感覚を満足させることで相論を終結せしめる制度であるが、上記のような欺瞞的操作をすることが中人の技量のみせどころであったとされる。⁽³¹⁾

このような中人制と自力救済双方の否定により、村落の相論を戦国大名は、自己の裁判権の中に組み込もうとしたというわけであるが、そこにみられる戦国大名の裁判権者としての地位は、在地土豪層、地侍層の上級裁判権者としてのそれではない。日本中世後期における自力救済の否定から訴訟手続の確立が見られないことは周知の事実であり、同様なことが中人制の否定からもいえるからである。自力救済を禁ずる戦国大名権力はまさに治安維持のみを目的とする暴力的な権力である。戦国大名の立場が治安維持者のそれに他ならないことは明白なことであり、中世後期村落の自治を考える上からも重要なことは繰り返すまでもないことであるが、同様な問題を戦国大名今川氏による寄親寄子制の統制を事例としてかつて論じたことがある。⁽³²⁾

戦国大名今川氏支配下の村落において、有力名主層は支配者に対し積極的な忠節、奉公を尽くすことで寄子として権力の末端に位置づけられ、そのことで名主的基盤、地位を認められるのであった。換言すれば、村落内での地位を確保するためには権力の末端に位置づけられることが重要であり、そのために名主層は権力からの自立性を放棄する必要があつたのである。

これまで浅井氏が菅浦支配を可能としたのは、菅浦の借錢・借米による経済的破綻が自治を崩壊させたとするこれまでの考え方に対し、宮島氏は、「借錢軽減の口利き・交渉により、村落の代弁者として立ち現れ、実は他の進出者を排除して、借錢・金融活動（さらには関係対外的経済活動）を一手に管理することである。そこから浅井氏と村落との一元的な借錢関係『惣借』へと進むことができよう。」³³⁾と一步その考えを進められた。

借錢問題をはじめとする諸問題に関わることで惣村に介入してきた戦国大名浅井氏に対し、これまで自検断を掲げ、権力からの干渉を排除してきた中世惣村菅浦の動向については【史料K】からその一端を窺うことができる。このようないい菅浦が年貢、公事の減免を浅井氏に要求し、惣有地の集積・自検断権の掌握を行いうるのは、それが地域的の一揆体制をとる中世村落であるからだと藤田達生氏はされた。³⁴⁾

ところで戦国大名浅井氏による惣村内部への介入の排除を行つてきた菅浦にあっても「一部の地主層からは、大名権力と結びつき惣撫を無視する者も現れた」³⁵⁾ことが知られている。史料はこれらの者たちの惣寄合への参加禁止、彼らを集会へ参加させた者への処罰といった惣村による制裁が存在したことを伝えてくれる。一方でこれは、確かに藤田氏のいわれるような「惣の自治を確認」³⁶⁾したものとすることができる、他方、これを大名権力の介入にともなう惣村の内部分裂を表すものとみることもできよう。

【史料〇】

今度者上庄百姓（姓）、我等か被官無故しやうかい（生害）させ候、就其則罷越、子細之段可尋覺悟之處、下野守（浅井長政）まかせ候へと被申候間、則不能其儀候、然處下野守方へもむさむさとしたる返事申候間、則我等罷越、百姓衆へ可相尋覺悟候処、百姓衆一人も不被入候間、家を放火仕候、于今百姓緩急筋を仕候間、重而下野守糺明をくわへへき覺悟之由候、我等も其覚語（悟）候、替子細候者可得御扶持候、殊昨日者御懇之折紙ニあつかり候、御返報可申候を、國中へ罷出候間無其儀候、恐々謹言、

中村甚左衛門尉

儀（花押）

説

菅浦惣中

御返報^{〔37〕}

論

天文年間頃より菅浦住民中から戦国大名浅井氏と被官関係を結ぶ者が出現し始めたため、惣莊は彼らを掟の規定にしたがって処罰した。浅井氏は「我等か被官無故しやうかい（生害）させ候」とした惣莊に対し、報復として百姓らの家を放火したのだと上記史料の内容について石田善人氏は解説されている。^{〔38〕}

いま氏の説かれるところを暫定的に認め、論を進めていくならば、惣中の結束が破られることになったことと、結束を破った者への処罰に対し戦国大名から報復がなされた事実とをみることができる。これらのことがらから窺い知れることは、いかなる理由でなされたかはさておき、戦国大名浅井氏権力の村落内部への浸透である。

菅浦住民の一部が浅井氏との間に被官関係を結んだことに対する制裁として、またそれによつて締結された新たな

中世後期日本における村落の自治と訴訟

関係を断絶せしめるためになされた处罚は、惣掲の規定に則ったものである。それにも拘わらず处罚された者が自らの被官であることを理由に、戦国大名権力が制裁を加えた百姓に報復を行つたのであれば、それは惣掲の規定にもとづく制裁への大名権力の介入といつてよからう。

となれば結局のところ制裁を行つた者の家に放火するという報復は、「自檢断」つまりは村落の自治を死守しようとする菅浦と、住民を被官化し惣村内部を分裂させ支配権力の浸透をはかろうとする戦国大名浅井氏との対立の中を取り上げられることになる。

ここにみられる浅井氏による菅浦庄一部住民の被官化を「ライトウルギー的団体としての農村の再編成⁽³⁹⁾」を目的になされたものだし、このような農村の再編成を企図した理由を、惣衆会が「自律的な農民身分たるおとなが主宰することによって、裁判集会であり、カリスマ的な判決発見の成立する可能性が一革新的な法発見の可能性が、あつた⁽⁴⁰⁾」ため、これを浅井氏権力が敵視したからであると石尾芳久氏は考えられた。

中世自治村落としての菅浦を、惣掲の違反者を村再編の中心におき、その障害となる者を排除すること（自らの被官を处罚したことへの報復）で惣村内部の解体を企図した浅井氏は、菅浦の保持してきた自檢断をまず剥奪しようとしが、それは村落が自らの裁判権行使することで権力から自立することを嫌つたからである。石尾氏の考えに沿つていえば、戦国大名浅井氏は惣村による革新的な法発見を認めようとしなかつたということになろう。

註

(1) 永禄十一年十一月拾四日付菅浦惣中壁書案（『菅浦文書 下巻』有斐閣、一二六頁）、なお「縦地頭号□□」を（『日本思想大系 中世政治社会思想 下』岩波書店、二〇〇頁）では「仮地頭号、甚」としている。

論 説

- (2) 応永廿四年六月十六日条（続群書類從 捷遺）「看聞御記」（続群書類從完成会、九〇頁）。
- (3) 山陰加春夫・酒井紀美「中世における一揆の組織と形態」（『一揆 3 一揆の構造』東京大学出版会）四〇頁。
- (4) 前掲註(2)。
- (5) 前掲註(3)。
- (6) 犯人糺明を目的に実施される湯起請がいかなる意義をもつかについては、拙稿「室町時代における神判の取り扱いについて—湯起請の実施を中心にして」（『中京法学』第三二卷第一号）を参照のこと。
- (7) 九二三 菅浦惣中誓約状案（『菅浦文書 下巻』有斐閣、一二五頁）。
- (8) 宮島敬一「戦国大名浅井氏の権力形成とその特質」（『戦国期社会の形成と展開—浅井・六角氏と地域社会』吉川弘文館）三〇七頁以下。なおそれらの議論については前掲論文、三三一頁以下の註(97)を参照のこと。
- (9) 奥村郁三「断獄律・依告状鞠獄の状について—律令の糺問主義と彈劾主義—」（『大阪市立大学法学雑誌』第一一卷第一号）一一五頁以下。
- (10) 小林宏「塵芥集の構造的特質」（『伊達家塵芥集の研究』創文社）一一五頁。伊達氏への申告を義務づけたものに次のようにある。
- な
例え
ば、
- 一 けんくわこうろん鬪諍のうへ、りひひろうにあたハす、わたくしに人の在所へさしかくる事、たとひしこくのたうりたりといふとも、さしあげ候がたのをつとたるへし、（第二一〇条）
- 一 人をきるとかの事、ひろうのうへ、せいはいをまつへきのところに、其儀にをよはす、わたくしにきりかへしすへからす、かくのことくのともから、たといしこくのいうんたりとも、はつとをそむき候うへ、せいはいをくわふへきなり、（第三九条）
- (11) 堀浩「フランス法史上の権力と刑事法」（法制史学会編『刑罰と國家権力』創文社）四七〇頁。
- (12) 堀前掲論文、四七一頁。
- (13) 小林前掲論文、一一六頁。
- (14) 「万徳寺文書」（『小浜市史 社寺文書編』五五八頁）。

中世後期日本における村落の自治と訴訟

- (15) 細野善彦『増補 無縁・公界・樂』平凡社。
- (16)(17) 拙稿「戦国大名今川氏の『不入』関係について 法史学からのアプローチ」(『中京法学』第二〇卷第一号)。
- (18) 龍潭寺宛判物(『静岡市史 中世近世史料一』)二九〇頁以下)。
- (19) 奥村前掲論文、一一六頁以下。
- (20) 志賀節子「中世後期庄園村落と検断—村落『自治』の再検討—」(『歴史学研究』第五六九号)三三三頁。
- (21) 志賀前掲論文、三三一頁。
- (22) 志賀前掲論文、二七頁。
- (23) 志賀前掲論文、三四頁。
- (24) 渡辺前掲論文、三六四頁。
- (25) 細野善彦「博奕」(細野善彦・石井進・笠松宏至・勝俣鎮夫『中世の罪と罰』東京大学出版会)一一九頁。
- (26) 渡辺澄夫「中世社寺を中心とする落書起請に就いて」(『史学雑誌』第五六編第三号)三四一頁。
- (27) 瀬田前掲論文、六五頁。
- (28) フールニエ前掲論文、一〇四頁には次のようにある。すなわち、糾問手続きは、出頭している人に対するのみ開始可能である。それゆえ、被疑者の正当な欠席は、裁判官の行為を停止させる効力を有する。しかし、もし被疑者の欠席が正当事由にまったくよらないときは、もしそれが裁判官の命令に対する不服従(即ち『命令抗拒 *contumacia*』)である場合、手続きは命令抗拒者 *contumax* に抗しても追行されることは妨げられるものではない。そして、もし裁判官が有罪の心証を得るに至りうるならば、判決が言渡される、と。
- (29) 戦国大名法には、家臣に対する規制の側面があるが、年貢収納・山野境相論・用水相論などの農民・土地問題の他、借錢・借米・質取・市場など債権債務関係や取引の秩序維持をめぐる諸規定、さらには山賊・海賊・犯科人などの刑事問題など、社会生活に欠かすことのできない諸分野にわたる規定を含んでいる、ことが知られている。(『日本歴史大系7 戦国動乱と大名領国制』山川出版社、一二二頁)
- (30) 宮島前掲論文、三一九頁。
- (31) 勝俣鎮夫「戦国法」(『戦国法成立史論』東京大学出版会)一二三六頁。

- 論
- 説
- おわりに
- (32) 抽稿「寄親寄子制と訴訟—戦国大名今川氏を中心に」(関西大学大学院『法学ジャーナル』第四六号)。
 - (33) 宮島前掲論文、三二二頁。
 - (34) 藤田達生「地域の一揆体制の展開—菅浦惣社における自治—」(『日本史研究』二七三) 一九頁。
 - (35) 藤田前掲論文、二七頁。
 - (36) 藤田前掲論文、二六頁。
 - (37) 九〇一 中村儀種書状(折紙)(『菅浦文書 下巻』有斐閣、一一六頁)
 - (38) 石田善人「郷村制の形成」(旧版『岩波講座日本歴史8 中世4』岩波書店) 七一頁以下。
 - (39) 石尾芳久「摂州芥川郡高浜村の『五人与前書之事』について」(『日本近世法の研究』木鐸社) 三八頁。
 - (40) 石尾前掲論文、三六頁。

近世における村法の自主性を最もよく表すものとして村八分があげられ、それをはじめとする村制裁につきこれまで縷々いわれてきたが、このことにつき林由起子氏は、幕府は村の制裁を禁止することはせず、黙認していたこと、さらに村制裁を統制し、これを自己の刑事司法体系の末端に位置づけることがなかつたと論ぜられている。⁽²⁾

林氏によるこのような村制裁についての指摘に対し、「村制裁を公認し、幕府の刑事司法体系に位置づけることは、幕府の刑罰権の一部が村に移譲されることを意味する。それは、相対的ではあるが村に自律的な刑罰権が移行したことになることになるのである。それは裁判権の委譲をも惹起する可能性がある。幕藩権力は、それに対し厳格な警戒心を抱いていたのである。」⁽³⁾との意見がある。

自律的な農民をその構成員とする惣衆会を惣徒の違反者を還住させ村の再編成を浅井氏がもくろんだことについて

は、先に述べたが、これを上記の支配権力と村制裁との関係をもつて考察すると次のようになるであろう。すなわち惣による自検断を戦国大名浅井氏がそのまま承認することになれば、浅井氏は自らの領域内に自律的な存在を認めることになるし、戦国大名自身の刑罰権、裁判権を惣村に移行、委譲してしまうことになる。

そのような事態に陥ることがないように、支配権力は絶えず厳格な警戒をし、「向後御耳へ入申、於子細者、為地下糺明申事有間敷候、可為御異見次第候」と記した書状が浅井氏から菅浦庄へ送られているように犯罪の発生の告知を住民に義務づけたのである。

また旧稿⁽⁴⁾で論じたように、戦国大名今川氏支配下の村落において、有力名主たちは領主に対し積極的な忠節、奉公を尽くすことで寄子として権力の末端に位置づけられ、そのことで名主的基盤、地位を認められるのであった。換言すれば、権力からその末端に位置づけられ村落内での地位を確保するために、名主層は権力からの自立性を放棄し、権力と近しい関係にある有力家臣である寄親との間に寄親寄子関係を結んだのである。この関係は、寄親を通して訴訟の提起をさせる建前をとつたけれども、結局これは名主層すなわち寄子からの訴訟の提起により支配権力が煩わされることのないよう、訴えの提起を抑止するための装置であった。

これに対し、先に記した惣中の結束を破った者への制裁は、上記にみられるような権力関心を断固拒否しようとする菅浦庄おとな層による自検断擁護の表われとして考えなければならないであろう。

このような自検断の行使をめぐった莊園領主と莊民間での争いは、既に紹介した『看聞御記』応永二十四年六月十六日付記事にみることができた。小川禪啓ら沙汰人らによる検断を、莊園領主である伏見宮は公認しようとはせず「私検断」と呼んだのであったが、その理由は検断権行使から生ずるであろう権力からの莊民たちの自立を伏見宮が嫌ったと考えられるであろう。

他方、小川禪啓などの沙汰人らによる「然而盜人事者。公方様不可及御沙汰」とする主張からは、検断権の行使を通した権力からの自立といった思想を見出すことができると先に述べたが、この系譜に菅浦庄のおとな層による「当所壁所（書）之事、守護不入、自檢斷之所也」の宣言があるものと思われる。

東大寺など荘園領主が、その荘園内の悪党の名を莊民に対し落書起請の実施でもって求めたことに対し、具体的悪党の名前はなく、「ミスシラス候」としか記されていなかつたことは既に知っているが、ここに認められる莊民の検断に対する考えは、寛正二年七月十二日付の菅浦置文にみられるように証拠なしに人を裁くことはできないこと、惣の構成員であるおとな全員の出席で裁判を開くこととする自檢斷の思想へと引き継がれ、小川禪啓ら沙汰人の自檢斷への思いは菅浦庄のおとな層へとその伝統を継承していると考えてよいであろう。

しかしながら、かかる村落自治の伝統は、『看聞御記』の記事にみると、莊園領主伏見宮が沙汰人による自檢断を認めず「私檢断」呼ぶことからはじまり、菅浦の事例におけるように惣の違反者を村再編の中心におき、その障害となる者を排除し、報復することで惣村を解体していくことで、時の支配権力によって打ち破られていくのである。

説

論

註

- (1) 日本近世の村法の研究をする場合には前田正治『日本近世村法の研究』有斐閣を参照することがまず求められるであろう。
- (2) 林由起子「近世村法と領主権（一）」『法政論集』一九）七四頁以下。
- (3) 石尾前掲論文、四二頁。
- (4) 拙稿「寄親寄子と訴訟—戦国大名今川氏を中心に—」（関西大学大学院『法学ジャーナル』第四六号）。